計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和7年1月9日

## 香川県知事 池 田 豊 人

1 計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日		検査場所	検査時間
三豊市	令和7年4月15日	(火)	仁尾町体育センター	10:00~15:00
	令和7年4月16日	(水)	三豊市文化会館マリンウェーブ	10:00~15:00
	令和7年4月17日	(木)	粟島開発総合センター	13:10~13:40
	令和7年4月21日	(月)	三豊市文化会館マリンウェーブ	10:00~15:00
	令和7年4月22日	(火)	三豊市文化会館マリンウェーブ	10:00~15:00
	令和7年4月23日	(水)	三野町生涯学習センター	10:00~15:00
	令和7年4月24日	(木)	財田庁舎	10:00~15:00
	令和7年5月13日	(火)	三豊市市民交流センター	10:00~15:00
	令和7年5月14日	(水)	三豊市市民交流センター	10:00~15:00
	令和7年5月15日	(木)	みとよ未来創造館	10:00~15:00
	令和7年5月16日	(金)	みとよ未来創造館	10:00~15:00
	令和7年5月19日	(月)	山本町農村環境改善センター	10:00~15:00
観音寺市	令和7年5月20日	(火)	豊浜中央公民館	10:00~15:00
	令和7年5月21日	(水)	豊浜中央公民館	10:00~15:00
	令和7年5月22日	(木)	豊浜中央公民館	10:00~15:00
	令和7年5月26日	(月)	大野原中央集会場	10:00~15:00
	令和7年5月27日	(火)	大野原中央集会場	10:00~15:00
	令和7年5月28日	(水)	伊吹丸事務所	13:00~16:00
	令和7年6月2日	(月)	三観広域防災センター	10:00~15:00
	令和7年6月3日	(火)	三観広域防災センター	10:00~15:00
	令和7年6月4日	(水)	三観広域防災センター	10:00~15:00
	令和7年6月5日	(木)	三観広域防災センター	10:00~15:00
	令和7年6月9日	(月)	一ノ谷公民館	10:00~15:00
	令和7年6月10日	(火)	柞田公民館	10:00~15:00
	令和7年6月11日	(水)	柞田公民館	10:00~15:00
	令和7年6月23日	(月)	三観広域防災センター	10:00~15:00
善通寺市	令和7年6月16日	(月)	善通寺市役所	10:00~15:00
	令和7年6月17日	(火)	善通寺市役所	10:00~15:00
	令和7年6月18日	(水)	善通寺市役所	10:00~15:00
	令和7年6月19日	(木)	善通寺市役所	10:00~15:00
丸亀市	令和7年10月6日	(月)	綾歌市民総合センター	10:00~15:00

	令和7年10月7日(火)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和7年10月8日(水)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和7年10月9日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月14日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月15日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月16日 (木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月20日 (月)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月21日 (火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年10月22日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和7年11月13日 (木)	本島市民センター	11:20~12:00
坂出市	令和7年10月27日(月)	香川県農協松山支店	10:00~15:00
	令和7年10月28日(火)	香川県農協林田支店	10:00~15:00
	令和7年11月4日(火)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和7年11月5日(水)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和7年11月6日(木)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和7年11月11日 (火)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和7年11月12日(水)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則第39 条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査に限る。)

検査区域	検査期間	検査場所
丸亀市	令和7年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所
坂出市		
善通寺市		
観音寺市		
三豊市		
綾歌郡		
仲多度郡		

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所で実施すること とした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。